

令和3年度（令和2年分）から適用される 個人住民税（市県民税）の主な改正点



給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替え

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

① 給与所得控除の見直し

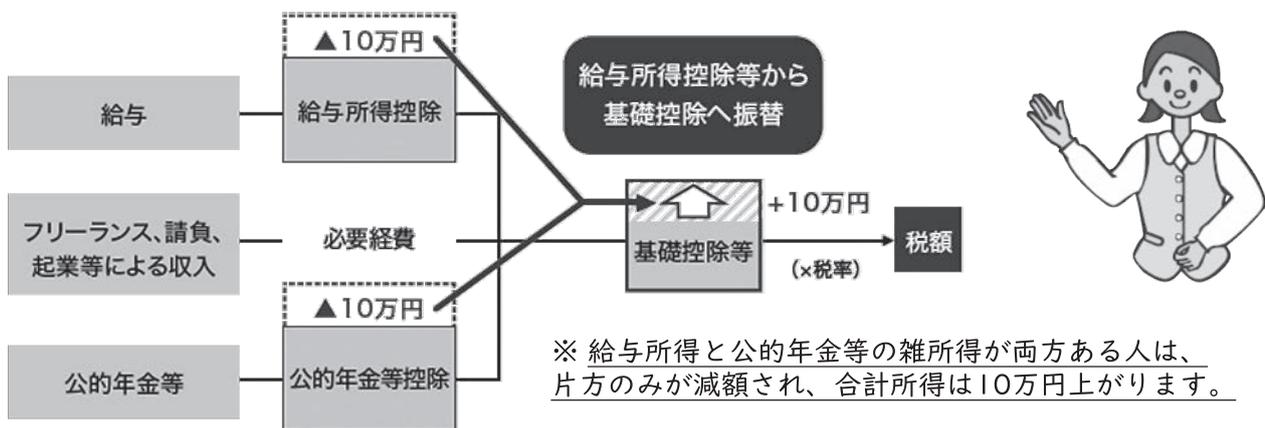
- ・ 給与所得控除が一律10万円引き下げられます。
- ・ 給与収入が850万円を超える給与所得控除が、195万円に引き下げられます。

② 公的年金等控除の見直し

- ・ 公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。
- ・ 公的年金等収入が1,000万円を超える公的年金等控除に、195万5千円の上限が設けられます。

③ 基礎控除の引き上げ

- ・ 基礎控除は33万円から10万円引き上げられ、43万円になります。
- ・ 合計所得金額2,400万円超で控除が段階的に引き下げられ、2,500万円超で控除が0円となります。



ひとり親控除の追加

ひとり親に対する所得控除が適用されます。

ひとり親控除とは、子を持つひとり親が対象の所得控除であり、控除額は30万円です。適用する要件は以下のとおりです。

- ① ひとり親であること（事実婚にある同居人がいる場合は適用不可）
- ② 生計を一にする子（子の所得は48万円以下であること）を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下であること

ひとり親控除は、未婚者でも控除対象者となる制度なので、今まで寡婦（寡夫）控除が適用できなかった人も控除を受けられます。これまで特定寡婦控除、寡夫控除を受けていた人はひとり親控除に変更となります。

※令和3年度以降の寡婦控除は、夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人、または、夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人を受けられます。控除額は26万円です。

その他の改正点については市のホームページをご覧ください。

●問合せ 税務課住民税係 ☎75-4977